

天塩町予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天塩町が発注する建設工事及び業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約に係る予定価格を公表し、入札・契約制度の透明性及び競争性の一層の向上を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 入札に係る予定価格の公表(以下「公表」という。)は、予定価格250万円以上の建設工事等で、入札行為をもって契約を締結するものについて行うものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)及び入札書と比較する価格(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)とする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、一般競争入札にあっては入札の公告をした日、指名競争入札にあっては指名業者へ通知した日とする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告への記載
- (2) 指名競争入札 天塩町建設工事執行規則(昭和49年規則第5号。)第21条第4号及び第5号に規定する帳票への記載

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、天塩町建設工事等入札参加者指名選考委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。